

富士市スポーツ施設個別施設計画策定支援業務委託プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、富士市スポーツ施設個別施設計画策定支援業務委託の受託者を特定するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

- (1) 業務名 富士市スポーツ施設個別施設計画策定支援業務委託
- (2) 業務内容 別紙「富士市スポーツ施設個別施設計画策定支援業務委託仕様書」のとおりとする。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和10年3月31日（金）まで
- (4) 支払限度額 19,294,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）
なお、各年度の上限額は次のとおりとする。
令和8年度：11,022,000円
令和9年度：8,272,000円

3 選定方法 公募型プロポーザル方式

4 担当課（問合せ先）

郵便番号 417-8601 静岡県富士市永田町1丁目100番地
富士市役所市民部文化スポーツ課スポーツ担当（担当 嶋崎）
電話番号 0545-55-2876（直通）
FAX番号 0545-57-0177
メールアドレス si-bunspo@div.city.fuji.shizuoka.jp

5 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしていない者及びこれらの申立てがなされていない者であること。
- (3) プロポーザル参加表明書等の提出期限の日までに、令和8年度富士市競争入札参加資格審査登録者又は申請者であること。
- (4) プロポーザル参加表明書等の提出期限の日までに、「富士市工事請負契約等に係る指名停止等措置要領」又は「富士市物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

- (5) 次に掲げる要件のいずれにも該当しない者であること。
- ア 役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）であると認められる者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者
 - エ 役員等が直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - オ 前各項目に規定するもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者
- (6) 直近10年間に、国又は地方公共団体が発注する同種業務又は類似業務を受注し、かつ履行した実績を1件以上有している者であること。
- 同種業務とは、スポーツ施設の整備等の方針に係る計画策定又は策定支援業務とする。
- 類似業務とは、公共施設整備（再編）計画や公共施設総合管理計画等の策定又は策定支援業務とする。
- (7) それぞれ次に掲げるいずれかの資格を有し、直接的な雇用関係のある技術者を当該業務に配置できる者であること。
- ア 管理技術者
 - 資格：一級建築士
 - 技術士（建設部門又は総合技術監理部門）
 - RCCM（都市・地方計画）
 - イ 主たる担当技術者
 - 資格：技術士（建設部門又は総合技術監理部門）
 - RCCM（都市・地方計画）

6 公募開始から契約締結までの日程

本プロポーザルによる受託者特定までの日程は、次のとおりとする。なお、日程は都合により変更する場合がある。

No.	項目	実施日	備考
1	公告	令和8年7月2日(木)	富士市ウェブサイトへの掲載
2	質問書提出期限	令和8年7月9日(木)	電子メールのみ受付
3	質問回答の公表	令和8年7月13日(月)	富士市ウェブサイトへの掲載
4	参加表明書及び参加資格確認書類提出期限	令和8年7月16日(木)	持参又は郵送による提出
5	参加資格確認結果通知	令和8年7月21日(火)	電子メールによる通知
6	企画提案書等に関する質問書提出期限	令和8年7月28日(火)	電子メールのみ受付
7	企画提案書等に関する質問回答の公表	令和8年8月4日(火)	富士市ウェブサイトへの掲載
8	企画提案書等提出期限	令和8年8月20日(木)	持参又は郵送による提出
9	プロポーザル参加辞退届の提出期限	令和8年8月20日(木)	持参又は郵送による提出
10	プレゼンテーション及びヒアリング	令和8年8月31日(月)	
11	優先交渉権者の特定等結果通知	令和8年9月上旬	電子メールによる通知及び富士市ウェブサイトへの掲載
12	契約	令和8年9月上旬	

7 参加表明に係る質問の受付及び回答

本プロポーザル参加表明に係る質問及び回答については、次のとおりとする。

- (1) 受付期間 令和8年7月2日(木)から同年7月9日(木)まで(最終日は、午後3時までとする。)
- (2) 受付方法 「参加表明に関する質問書(様式-1)」に記入の上、電子メールで送付すること。
また、質問書を送信した場合は、事務局へ電話にてその旨連絡すること。
なお、電子メール以外での質問は一切受け付けないものとする。
メールアドレス si-bunspo@div.city.fuji.shizuoka.jp
電話番号 0545-55-2876(直通)
- (3) 質問回答日 令和8年7月13日(月)
- (4) 回答方法 富士市ウェブサイトに掲載する。
- (5) その他 質問に対する回答内容は、本要領等の追加又は修正として取り扱うものとする。

8 参加表明書等の提出

- (1) 提出期間 令和8年7月2日（木）から同年7月16日（木）までの午前8時30分から午後5時15分まで（最終日は、午後3時までとする。）
- (2) 提出先 富士市役所市民部文化スポーツ課（市庁舎5階）
- (3) 提出方法 持参（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）又は郵送（提出期限までに必着のこと。）
- (4) 提出書類 指定の様式による

No.	提出書類	様式	提出部数
1	プロポーザル参加表明書	様式-2	1部
2	会社概要書（既存の会社案内があれば添付すること）	様式-3	1部
3	過去10年間（平成28年～令和7年）の主な同種又は類似業務実績調書	様式-4	1部
4	過去10年間に策定した他団体のスポーツ施設個別施設計画（No.3で挙げたもののうちPRしたいもの一つを選定すること）	任意	1部
5	配置予定技術者調書	様式-5	1部
6	配置予定技術者経歴書（管理技術者・担当技術者等）	様式-6	1部
7	法人及び配置予定技術者の実績を証する書類	任意	1部
8	配置予定技術者の資格証の写し	任意	1部
9	配置予定技術者の雇用を証する書類の写し	任意	1部

9 参加資格要件の審査結果通知

プロポーザル参加表明書、会社概要書、法人等の過去10年間（平成28年～令和7年）の主な同種又は類似業務実績表等で参加資格要件を満たすと認めた参加表明者については、本プロポーザルの「参加資格者」である旨の結果を令和8年7月21日（火）に参加表明者全員に電子メールで「プロポーザル参加資格確認結果通知書（様式-7）」により通知する。

参加資格者として選定されなかった理由の説明を求める場合、「プロポーザル参加資格確認結果通知書（様式-7）」を電子メールで送付した翌日から起算して5営業日以内に書面（任意書式）にて請求するものとし、請求に対する回答は、書面にて行うものとする。

10 企画提案書等の提出

- (1) 提出期間 令和8年7月21日（火）から同年8月20日（木）までの午前8時30分から午後5時15分まで（最終日は、午後3時までとする。）
- (2) 提出先 富士市役所市民部文化スポーツ課（市庁舎5階）
- (3) 提出方法 持参（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）又は郵送（提出期限までに必着のこと。）
- (4) 提出書類 以下の様式による

No.	提出書類	様式	提出部数
1	企画提案書	任意（A4縦）	9部 （正本1部、副本8部）
2	業務工程計画 （実施スケジュール）	様式-8	9部 （正本1部、副本8部）
3	見積書及び内訳書	消費税及び地方消費税を含む	9部 （正本1部、副本8部）

※企画提案書には、次の内容を含むものとする。

- ・業務実施方針（仕様書を踏まえた本業務の進め方）
- ・業務実施体制
- ・特定テーマにおける提案（各テーマ、A4で2枚程度）

テーマ①：スポーツ施設に対する3つの評価基準設定手法について

テーマ②：富士総合運動公園のビジョン策定について

テーマ③：実効性のある合意形成支援手法について

(5) 留意事項

- ア 企画提案書の提出後における書類の追加、修正及び再提出は原則認めない。
- イ 企画提案書の内容は、企画提案者が責任を持って必ず履行できる内容とすること。
- ウ 企画提案書に記載した配置予定の管理技術者、担当技術者及び照査技術者は、原則として変更できないこととする。ただし、病休、死亡、退職等やむを得ない理由により変更を行う場合は承諾を得ること。
- エ 提出された企画提案書は、当該企画提案者に無断で二次的な使用は行わない。
- オ 書類の作成に用いる言語は日本語とし、企画提案書等の一部に日本語以外の言語を使用する場合は、同一ページ内に注釈を付けること。
- カ 審査委員が、特段の専門知識を有しなくても評価が可能な提案書を作成すること。
なお、やむを得ず専門用語を使用する場合には、一般用語を用いて脚注を付記するなど、審査委員が理解しやすいものとする。
- キ 文字の大きさは、原則として11ポイント以上とすること。
- ク 企画提案書には、下段余白中央にページ番号を付すこと。

11 企画提案書等提出に関する質問の受付及び回答

企画提案書及び仕様書等に関する質問は、提出書類の作成に係るものとし、審査（評価）に係る質問は、受け付けないものとする。

(1) 受付期間 令和8年7月2日（木）から同年7月28日（火）まで（最終日は、午後3時までとする。）

(2) 受付方法 「企画提案書等提出に関する質問書（様式－9）」に記入の上、電子メールで送付すること。

また、質問書を送信した場合は、事務局へ電話にてその旨連絡すること。

なお、電子メール以外での質問は一切受け付けないものとする。

メールアドレス si-bunspo@div.city.fuji.shizuoka.jp

(3) 質問回答日 令和8年8月4日（火）

(4) 回答方法 富士市ウェブサイトに掲載する。

(5) その他 質問に対する回答内容は、本要領の追加又は修正として取り扱うものとする。

12 プロポーザル参加辞退届の提出

参加表明をした者が本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、下記のとおり「プロポーザル参加辞退届（様式－10）」を持参又は郵送にて提出すること。

(1) 提出期限 令和8年8月20日（木）午後3時

(2) 提出先 富士市役所市民部文化スポーツ課（市庁舎5階）

(3) 提出方法 持参（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）又は郵送（提出期限までに必着のこと。）

13 プレゼンテーション及びヒアリング

(1) 日時 令和8年8月31日（月）詳細の時間は、別途通知する。

(2) 実施場所 富士市役所8階政策会議室

(3) 出席者 出席者は、3人以内とし、主たる担当技術者は必ず出席すること。

(4) 所要時間 企画提案者当たり30分以内とする。

（提案者からの説明20分、質疑応答10分）

(5) 実施の順番 企画提案書の受付順とする。

(6) その他

ア 説明は提出資料のみを用い、追加資料の持込みは認めない。

イ プレゼンテーションに当たって機器（パソコン等）が必要な場合は、企画提案者で用意すること。ただし、スクリーン及びプロジェクターは、本市で用意する。

ウ 必要機器のセッティング及び片付けの時間は、提案者からの説明（20分）に含めない。

エ プレゼンテーション及びヒアリングは、非公開で実施する。

14 評価項目及び評価基準

- (1) 企画提案書等（提出書類、プレゼンテーション及びヒアリング）に対する評価項目及び評価基準は、下記のとおりとする。

評価項目		評価の着眼点（評価基準）	配点
企画提案書	業務実施方針	仕様書の目的・内容・要件等を反映した、本業務にとって最も有効な実現性の高い提案内容であり、かつ、コンセプトが明確であるか。	10点
	業務実施体制	技術者の経験年数、能力、業績、業務への専任性は適切か。	5点
		業務実施体制は、業務執行のための適切な人員規模、配置及び役割分担となっており、本市と十分に連絡調整が行える実施体制になっているか。	5点
	特定テーマ1 評価基準設定手法	市民ニーズや地域特有性等の定性的な要素を、客観的な評価基準へ論理的に落とし込んでいるか。また、不確実な変化に対して、柔軟に対応・修正可能な設定手法であるか。	15点
	特定テーマ2 総合運動公園のビジョン策定	交流人口の拡大や都市ブランド向上に寄与する、クリエイティブな提案が含まれているか。また、その内容は現行のPFI事業の内容や契約期間を考慮しているか。	15点
	特定テーマ3 合意形成支援手法	本計画の策定に伴う利害関係者とのコンフリクトを具体的に想定したうえで、それらを乗り越え、計画の実効性を担保するためのアプローチが示されているか。	15点
	追加提案	仕様書以外の内容で、本市にとって有益な追加提案をしているか。	5点
業務工程計画 (実施スケジュール)		業務に関する作業手順が具体的であり、スケジュールに妥当性及び業務遂行の実現性が確保されているか。	5点
業務実績		スポーツ施設個別施設計画の策定実績は十分にあるか。	5点
		スポーツ施設個別施設計画以外（公共施設整備（再編）計画や公共施設総合管理計画等）の策定実績はあるか。	5点
プレゼンテーション	意欲・説明力	説明に意欲が感じられ、内容が論理的で分かりやすいか。また、質疑に対して明確に回答しているか。	10点
合計			95点

※企画提案書等の評価方法は、評価項目ごとにS～Dの5段階で評価し、各評価項目に割り当てた配点に得点率を乗じて数値化する方法とする。（95点満点）

評価点	採点基準	得点率
S	特に優れている（趣旨以上の効果が期待でき、特に評価できる）	5 / 5
A	優れている（趣旨以上の効果が期待できる）	4 / 5
B	普通（趣旨に合致している）	3 / 5
C	劣る（趣旨に一部合致していない）	2 / 5
D	著しく劣る（趣旨に合致しておらず、効果を期待できない）	1 / 5

- (2) 見積書及び内訳書により提示する価格提案について、次の算式により価格点（有効桁数は小数点第1位とし、小数点第2位は四捨五入）として算出する。最も低い提案価格を提示した企画提案者の価格点を5点とし、その他の提案者の価格点は、提案のうち最も低い提案価格からの割合に基づき算出する。（5点満点）

$$\text{価格点} = \frac{\text{最も低い提案価格}}{\text{当該企画提案者の提示する提案価格}} \times 5 \text{点}$$

15 審査及び優先交渉権者の特定等

(1) 審査方法等

- ア 企画提案書の審査は、審査委員会で行う。
- イ 提出された企画提案書の内容、プレゼンテーション及びヒアリングにより、審査委員が、本要領 14 で定める「評価項目及び評価基準」に基づき得点を付け、審査委員全員の合計点が最も高い企画提案者を優先交渉権者とし、2位の者を次点者として特定する。
- ウ 本要領 5 に定める「参加資格要件」及び本要領 10 に定める内容を満たさない企画提案書は失格とする。
- エ 同一点数が 2 者以上となった場合は、見積書の金額が最も低い企画提案者を上位とし、次点者についても同様とする。
- オ 適切な提案がない場合には、優先交渉権者として特定せず、全者において適切な提案がない場合は、プロポーザルの手続きを中止することがある。

(2) 審査結果の公表

- ア 企画提案者には、「プロポーザル企画提案書等審査結果通知書（様式－11）」を、令和 8 年 9 月上旬に電子メールにて送付する。
- イ 審査結果については、優先交渉権者及び次点者を、令和 8 年 8 月下旬に富士市ウェブサイトで公表する。
URL <http://www.city.fuji.shizuoka.jp/1015400000/p007742.html>
- ウ 審査結果に関する異議申立ては一切受け付けない。
- エ 企画提案者は、審査の経緯及び結果の説明並びに自己の合計点及び順位の開示を求めることができる。この場合、「プロポーザル企画提案書等審査結果通知書（様式－11）」を電子メールで送付した翌日から起算して 5 営業日以内に書面（任意様式）にて請求するものとし、本市は書面にて回答する。なお、評価内容の開示は一切行わない。

16 契約の締結

(1) 契約協議

審査の結果、優先交渉権者を特定し、本業務の仕様の協議及び確認等の契約協議を行う。ただし、下記のいずれかに該当し、優先交渉権者と契約が締結できない場合には、次点者と契約協議を行う。

- ア 優先交渉権者が審査後、本要領 5 に定める「参加資格要件」を満たすことができなくなったとき。
- イ 優先交渉権者と契約協議が成立しないとき。
- ウ 優先交渉権者が本契約の締結を辞退したとき。
- エ その他の理由により優先交渉権者と本契約の締結が不可能となったとき。

(2) 契約締結日 令和 8 年 9 月上旬（予定）

17 業務の範囲

本業務の範囲は別紙「富士市スポーツ施設個別施設計画策定支援業務委託仕様書」を基本とするが、本市の判断により契約締結時において、優先交渉権者が企画提案書により行った追加提案等の内容を追加又は変更できることとする。

また、これにより見積金額を超えない範囲で、契約内容及び契約額等の調整を行うことがある。

18 その他（留意事項）

(1) プロポーザル参加表明書及び企画提案書等が以下に該当する場合は、無効とする。

- ア 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの
- イ 指定する様式及び記載上の注意事項に示された条件に適合しないもの
- ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

(2) 失格となる企画提案者

ア 提案内容が以下に該当する場合は、失格とする。

- (ア) 本要領 2(4)「支払限度額」の金額を超えた見積書を提出した場合
- (イ) 本要領 13「プレゼンテーション及びヒアリング」で定めるプレゼンテーションに出席しない場合
- (ウ) 企画提案書に虚偽の内容を記載した場合
- (エ) 本要領に定める手続き以外の方法により、審査委員又は関係者に本プロポーザルに対する援助を直接若しくは間接に求めた場合又は不正な行為をしたと認められる場合

イ 企画提案者が以下に該当する場合は、失格とする場合がある。

- (ア) プレゼンテーション時に、予定技術者が欠席した場合
- (イ) プレゼンテーション時の説明において、追加資料を提出した場合又は企画提案書の記載内容以外を説明した場合
- (ウ) その他審査委員会が不適格と認めた場合

(3) 提出書類の記載内容に関する責任は、企画提案者が負うものとする。

(4) 書類の作成、提出、プレゼンテーション、ヒアリング等に係る全ての費用は、参加者の負担とする。

(5) 提出された書類の返却はしないものとする。

(6) 電子メール等の通信事故については、本市はいかなる責任も負わない。

19 様式一覧【別紙「様式集」参照】

様式番号	様式名	要領の 該当箇所	備考
様式－1	参加表明に関する質問書	要領7	
様式－2	プロポーザル参加表明書	要領8	
様式－3	会社概要書	要領8	
様式－4	過去10年間（平成28年～令和7年）の主な同種又は類似業務実績調書	要領8	
様式－5	配置予定技術者調書	要領8	
様式－6	配置予定技術者経歴書（管理技術者・担当技術者等）	要領8	
様式－7	プロポーザル参加資格確認結果通知書	要領9	
様式－8	業務工程計画（実施スケジュール）	要領10	
様式－9	企画提案書等提出に関する質問書	要領11	
様式－10	プロポーザル参加辞退届	要領12	
様式－11	プロポーザル企画提案書等審査結果通知書	要領15	